

胎児標本の扱いについての声明

胎児標本の取り扱いについては、必要な手続きが済んだ段階でそれぞれ措置することとし、それ以上の遅延は入所者感情からいって好ましくないと判断した。

必要な手続き、措置とは、支部自治会と施設当局において、遺族等関係者との意見調整を前提にして行うべき、個別の火葬、納骨・合祀、供養、慰霊碑建立等の計画と執行である。

その際、いかなる方法にせよ、国および施設当局による直接の慰霊、謝罪の意の表明を必要不可欠とする。

なお、なぜ、これほどまでに大量の胎児および臓器標本が作成され、殆ど放置された状態で今日に至ったのか。或いは、闇雲に処理されてしまった園の分も含め、歴史的検証がまだ充分行われたとはいえず、強制された断種、墮胎、解剖の問題として今後共、あらゆる機会をとらえ、その原因と責任の究明に努めるものとする。

私たちは、第62回臨時支部長会議における上記の決定に基づき、幾百千の先輩療友たちの痛恨を胸に、ここに声明する。

2006年2月15日

全国ハンセン病療養所入所者協議会

代表 曾我野 一 美